



第17号

復興・市民活動情報誌

特集1 公益法人制度改革の現状とNPO 2~3

特集2 HYOGON 「中間支援組織」調査から 4~6

NPOだより 震災10年市民検証・中間報告

6

特集3 「復興基金」のゆくえ 7

「故田代正美さんを偲ぶ」 8~10

お知らせ ●ご入会の状況 10

特定非営利活動法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)

〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3F TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337

E-mail kiroku@kobekec.net URL http://www.kobekec.net

「マスコミは、どうして長田ばかり取り上げる
んですか?」

阪神・淡路大震災の被災地で取材を続けている

と、同じ問いかけを何度も受ける。

「長田」とは、神戸市西部の「長田区」のこと。地震後、区内各地で大規模な火災が発生し、九百二十人が亡くなつた。

冒頭の問い合わせは、神戸市東部の東灘区、

灘区の人たちと話をすると、特によく出てくる。東灘区では千四百六十八人、灘区では九百三十二人が亡くなつた。長田区に比べれば火災の被害は少ないが、住宅の倒壊が激しかつた。問い合わせには「こちらも壊滅的な被害を受けたのに、きちんと報道されていない」という怒りのような感情が含まれている。

データで証明されるものではないにしても、多くの人が同じ問い合わせを発するということは、マスコミで長田という地域がクローズアップされる機会が多いのだろう。私は自身の取材を振り返つてみても、ほとんどが神戸市内に集中している。明石市や淡路島などの被災者にとって、震災報道が神戸・阪神間に偏っていると感じることは多いと思う。しかし一方で、長田の人々も、マスコミが自分たちの苦しさを十分に伝えているとは決して思っていないだろう。

「マスコミの限界」といふと逃げているようだが、新聞やテレビが流すニュースは事実の一部を切り取つたものでしかない——とつくづく思う。この九年あまり、震災報道にかかるなかで、「なぜ、仮設、復興住宅の被災者ばかり」といった言葉も、幾

度となく聞いた。私自身の感覚でいえば、元の住まいを遠く離れた仮設住宅での高齢者の暮らしは本当に厳しいものだった。が、ほかの被災者の苦悩を十分に伝えていないという批判も、その通りだと思います。反省し、努力するしかない。批判してくれるうちはいい、とも思う。批判さえされなくなつたらどうしようもない。

市民活動の現場にも、似たような状況はないだろうか。

「ボランティアが行くのは、仮設や復興住宅ばかり」という意見を、市民からよく聞かされてきた。「ボランティア元年」といわれたあのときから十年目になる今も、「ボランティアなんて会つたことはない」と、少し怒つたように話す被災者は少なくない。

そういう人たちは、支援がなくても自立できただのかもしれない。ボランティアというものに対する固定観念や誤解もあるだろう。しかし、こうした思いを震災後ずっと抱き続ける人々がいることを、私たちは決して忘れてはいけないと思うのだ。

批判を口にする人がいるということは、思つていても言葉にしない人が大勢いるということ。自分たちと接点のない人が、自分たちの活動をどう見ているか——を常に心に留めておきたいと思う。その視点を失えば、活動の可能性は確実に狭まる。失わずにいれば、いつか新しい発見がある。

市民活動センター神戸 理事

新聞記者 磯辺 康子

公益法人制度改革の現状とNPO

特集①

「公益法人制度改革に関する有識者会議(有識者会議)」が3月31日に「議論の中間整理」を発表した。公益法人制度の構造的欠陥やKSD事件などの不祥事の頻発を背景に始まった公益法人制度改革は、いま何がどう議論され、どこに問題があり、今後どうなるのか。また、NPOはこの改革をどう捉えればよいのか。「議論の中間整理」に対して出された様々な意見を比較し、そのポイントを整理してみた。

◆公益法人制度改革の経過

まず、公益法人制度改革のこれまでの経過について整理しておこう(表1参照)。

公益法人制度の構造的欠陥(不足)や、KSD事件など社会的反響の大きな事件が続発したことなどを背景に、政府は2000年12月「行政改革大綱」を閣議決定し、制度改革に本格的に着手した。

その後、昨年6月には『公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針』が閣議決定され、新たな非営利法人制度の創設に向けて具体的な方向性が示された。この『基本方針』でも、上記の①～③はほぼ同様だが、NPO法人については、議論の不透明さや「原則課税」に対する右のようになる「非営利法人」とする「寄付・会費を含め原則課税」、「法制上の関係を整理する」、「このうち公益性を認められた法人には税制上の優遇措置

という案が非公開で検討されて

いることが伝わり、シーズや日本NPOセンターが意見書を提出したほか、異議を申し立てる集会が全国で持たれた。

◆「中間整理」の概要

この3月、有識者会議は基本方針をもとに議論したことを『議論の中間整理』として発表した。

この中間整理では、①公益性の有無に関わらず営利を目的としない団体が法人格を取得できる制度を整備する②公益性の判断について從来の主務官庁制度を抜本的に見直すの2点が基本方針とされた。

- たいが、ポイントは、
①法人格取得と公益性の判断を分離させ、届出で設立できる新たな非営利法人制度を整備
②①のうち、公益性を有する法人には別途、優遇措置を設ける「二階建て方式」
③公益性の判断機関として、「A案・中立的な第三者機関等」、「B案・課税庁」の2案を提案
④残余財産の分配が可能な法人とする
- の4点である。
- このように、公益法人等の改革の内容と、その「等」にNPO法人も含まれるかどうかの2点が大きなポイントとなっている。いざれこれらの法人についても整理する旨が言及されている。
- また、この中ではNPO法人と中間法人は対象外とされているが、いずれこれらの法人についても整理する旨が言及されている。
- 行政改革推進事務局のホームページによると、「中間整理」について、5月10日までに有識者会議に37件の意見が寄せられた。一昨年の「論点整理」については161件の意見が寄せられたというから、それと比べると大幅な減少である。
- 「表2」では、全国レベルの主だったネットワーク組織の意見を整理した。ここで特に
- 問題とされているのは(1)残余財産の分配と、(2)「公益性」の定め方、判断方法などの2つである。
(1)については、「中間整理」は残
- としているが、ひろく寄付や会費により支えられる民間非営利活動において、残余財産の分配を許容すべきかどうか。分配可能とする(=中間法人と同じ)ことによって、「原則非課税」を「原則課税」に転換しようという意図が隠されているのではないかと懸念される。
- また仮にそういう法人がおり得るとしても(※)、分配不可能な法人とは、法人類型として明

表1 公益法人制度改革のこれまでの経過

2000年10月：KSD事件発覚
2000年12月：「行政改革大綱」閣議決定
2002年3月：「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」閣議決定
2002年8月：「公益法人制度の抜本的改革に向けた(論点整理)」
2003年2月：公益法人制度改革の素案明らかになる(シーズ、日本NPOセンターなどが意見書を公表)
2003年6月：「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定
2003年11月：行政改革推進事務局のもとに「公益法人制度改革に関する有識者会議」設置
2004年3月：有識者会議「議論の中間整理」発表

【補足】公益法人制度の現状と課題

日本の公益法人制度は民法34条にその根柢を持ち、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団か財団で營利を目的としないもの」と規定されている。公益性の判断要件については民法にも、省令その他にも規定されていない。そのため、主務官庁の恣意的な判断を許すことや、行政にとって都合のいい活動を行う団体が法人化でき、政策に反対するような活動を行う団体、小規模な団体が法人格を取得し難いという制度的課題を抱えていた。

そもそも、日本の法人制度は商法で營利法人について、民法で公益法人について定められているだけで、營利法人の対概念である非營利法人に関する規定が存在せず、行政課題ごとの特別法に任せられていた(特定非營利活動促進法も、縦割りの主務官庁制度は脱して180以上の特別法があり、その状況は複雑化している。このような公益性の判断根拠が不透明であること、非營利法人に関する制度が不整備であることは民法の構造的欠陥と書かれている。

確に分離すべきだろう。その団体の活動に参加しようとする人にとって、「分配」がどうなつているのかは明示すべきと考えるからだ。

※解散時・脱退時に、無利子で拠出し

た額だけの返還を可能とすることは利益分配ではなく「非營利性」に反しないとして「出資型非營利法人」を提案する論者もいる(<http://www.houjin-ombudsman.org/>)。

(2)については、公益性を誰が判断するのか(判断機関)が大きな問題となつていて。

『中間整理』では右のように、「A案・中立的な第三者機関等」「B案・課税庁」の2案が提案されており、A案については民法等で、B案については税法で、公益性を規定するとされている。

これに対しても、B案については、課税庁(税務署)が民間公益活动の公益性を判断できることか、そもそも「民間公益活动」を「税制」の面からだけ考えようという発想について批判が強い。

確かに公益性を認められた場合の「効果」として、税制優遇は最大のもので議論もそこに集中しているが、税優遇以外のものも検討すべきだ(図1参照)。

問題は民間公益活动を

性を誰が判断するの

か(判断機関)が大き

な問題となつていて。

社会全体として、税制その他の社会技術を使ってどのように促進するのかということである。「公

益性に関する考え方」「判断機関」「認定要件」「公益性を認められた場合の効果」などを一体として検討するべきだろう。

しかし、公益性が進み、民法の改正が行われた今後、今回の意見書がどのように改革案に反映され、改革がどの方向に進むのか、現段階でははつきりとは見えないが、政府は今年末までには何らかの形で方向性を示すとしている。

（大原ゆい）

◆今後の動き

中間整理発表後、中断していた「有識者会議」が4月末に再開した。今後、今回の意見書がどのように改革案に反映され、改革がどの方向に進むのか、現段階でははつきりとは見えないが、

（大原ゆい）

が進み、民法の改正が行われた今後、今回の意見書がどのように改革案に反映され、改革がどの方向に進むのか、現段階でははつきりとは見えないが、

（大原ゆい）

（大原ゆい）

（大原ゆい）

（大原ゆい）

きである。両者の連携が図られることを望みたい。

（大原ゆい）

方向に進むのか、我々も注目しておきたい。

（大原ゆい）

表2 「議論の中間整理」と意見

中間整理		公益法人制度改革問題連絡会(連) 公益法人協会(公) NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会(N) 公益法人改革オブズマン(オ)	
残余財産分配	可	可／不可の2類型(連・公) 一部(出資金、提出金)可(オ)	現在、N P ○法人も、当
公益性を取り扱う仕組み	A案:民法等で規定 B案:税制で取り扱う	民法等で規定(連・公・オ) 税制で取り扱うことは絶対反対(連・公) 税制以外の仕組みも考えるべき(オ)	公益性の考え方、認定要件、認定による効果、認定の方法や認定機関を一体化して議論(N)
公益性判断主体のあり方	A案:中立的で第三者的公的機関または単一の公的機関 B案:課税庁	A案に賛成(連・公) A案に必ずしも賛成ではない。設立時は公証人、設立後は市民等による判断(オ)	
判断要件	客観的、明確で裁量の余地を少なく、変化への柔軟な対応法定化	基本的に賛成。目的/活動分野(事業)、組織要件の3点セットで判断(公)	
判断要件(活動実績)	活動実績をどの段階で求めるのか	設立段階で求めることは反対(連・公・オ)	
適正運営の確保	一般の非營利法人よりしっかりしたガバナンス、情報開示	賛成。ただし、小規模法人に配慮(公) 公益性の判断基準を客観的かつ明確に定める(オ)	
事後チェック	実効性のある事後チェック	公益性判断主体がその機能を持つ(連) 市民によるチェック機能(オ)	

「中間支援組織」 調査から

市民活動のより一層の発展のために、その活動基盤のひとつとして「中間支援」機能の強化が必要であると言わわれている。

各種の調査や提言においても「中間支援組織の強化が市民セクタ全体の発展のために重要」などと言われているが、ではどのように強化すべきかという具体論にはあまり触れられていない。

このたび、ひょうご市民活動協議会(HYOGON)は、ひょうごボランティアプラザ(HVP)から委託を受け、中間支援組織の方に関する調査を実施した(「市民活動の基盤強化のための実践的調査」)。

今回は、その第一年次の中間報告の内容をお伝えする。

(文責=事務局)

◆中間支援組織とは誰か

(調査対象)

そもそも「中間支援組織」とはなんだろうか。最近話題になる割には、そのイメージは明確でないようだ。「中間支援組織」と名乗る団体、そう呼ばれる団体、そう呼ばれるが「うちは違う」という団体、その逆……いろんな場面で取り上げられる県内の団体名を見てみても、一定していない。

そこでこの調査では、まず中

間支援組織と呼ばれたり名乗ったりする県内の43団体をリストアップし、その中から中間支援的な色彩が濃そうだと思われる15団体を選んで、個別・合団のヒアリングを行った。

選ぶ際に、当然、では「中間支援」とはどんな活動かが議論に支えられた。AとBをつなぐことで、NPOと市民の間(ボランティアセンター、活動紹介、広報代理等)、NPOとNPOの間(ネットワーキング、共同事業等)、NPOと行政、NPOと企業など、様々な形がありうる。

「支援」とはNPOに対する支援であり、相談、コンサルティング、起業支援、情報提供、研修、資金提供、場所や機材の提供、事務代行、技術支援などである(「中間・支援組織」という呼び方が提唱された)。

ある。

「顧客」という言い方をすれば、

表1 調査対象団体

(特)神戸まちづくり研究所	(1,317)
(特)コミュニティサポートセンター・神戸	(9,574)
(特)コムサロン21	(826)
(特)市民活動センター・神戸	(2,988)
(特)しみん基金・KOBE	(710)
市民サポートセンター・明石	(780)
(特)しみん事業サポートネットワーク	(2,780)
(特)たかとりコミュニティセンター	(2,251)
(特)宝塚NPOセンター	(4,405)
多言語センターFACIL	
ワールド・キッズ・コミュニティ(FACIL/キッズ 計2,500)	
(特)被災地障害者センター	(11,128)
生活の場サポートセンターひょうご	(524)
ひょうご市民活動協議会	(143)
(特)ひょうごセラフヘルプ支援センター	(135)

()内は財政規模('02年度)。単位=万円

「支援組織」の顧客はNPOのみであるのに對し、「中間」「支援組織」の顧客はNPOと●●の二者以上である。

※中間支援組織には、設立形態の面で、民設民営、官設官営、官設民営などがあるが、この調査(第1年次)では、民設民営の組織を中心的に調査した。

◆調査対象のユニークさ

また、できるだけ広い視点で「市民活動の基盤強化」を検討するため、対象を普段よくリストアップされる「常連的」中間支援組織に限定せず、「中間支援組織に限定せず、「中間支援」とはどんな活動かが議論になつた。そこでひとつ提案されたのは、本調査では「中間」と「支援」をまず分けようということである(「中間・支援組織」という呼び方が提唱された)。

ひとつは、「中間支援専業」の団体はむしろ少数で、障害者支援や外国人支援、地域エンパワーメントなどがある。

ひとつの「中間支援専業」の団体はむしろ少数で、障害者支援や外国人支援、地域エンパワーメントなどがある。

メントなど直接的活動を主に行いつつ、同時に中間支援的な活動を行う組織が多数だったことである。

二つめもこれと関連するが、これらの組織のほとんどは最初から「中間支援を行うための組織」として設立されたもので、はなかつた。多くが大震災後に、より直接的な活動や記録活動などを行う中から変遷を遂げてきた。

つまり、兵庫の中間支援組織は、地域密着で自然発生的な色合いが濃い。また、その生い立ちから、(中間支援NPOに限らないが)分野を超えたヨコのつながりが密であるのもこの地域の特色である。

◆調査結果「その多様性」

中間支援組織の事業は、主に、
①相談、②起業支援、③経営支

援・コンサルティング、④事務局代行・技術支援・場所・機材提供、⑤資金支援、⑥研修・セミナー、⑦情報提供、⑧連絡調整・団体間のコーディネーション、⑨調査研究機能・政策提言機能等である。

①～③、⑦、⑧は多くの団体に共通してみられたが、④事務局代行と⑤資金支援、⑨調査研究・政策提言機能は実施している組織は少なかった。他地域の中間支援ではよく見られる⑥研修も、兵庫ではあまり盛んではない。⑦情報提供についても、他地域ではしばしば見られるFAX通信やメールニュースは行われていなかつた。

⑨調査研究・政策提言は「社会のしくみ」の変革を提案するもので、市民セクター全体にとって重要な機能である。これは中間支援組織に限らず他のNPOについても同様だが、社会に対する公共的的性格があり(受益者のコスト負担では成り立つにくいが必要なもの)、実施している組織は少ない。

10組織が特定非営利活動法人で他は任意団体であつた。法人化しない理由は、ネットワーク型で法人化する必要を認めない、規模が小さく法人化に伴う負担を考慮、などが挙げられた。

◆明らかになつた課題
割合が大きく、他方、サービスの対価である事業収入の割合が低かつた。

社会の仕組みの問題として捉える必要がある。

他方で、そもそも中間支援業務をこなせる専門性を持つた人材が少なく、力不足を積んでも雇用できないという面もある。人材不足、専門性不足から効率の悪さ、時間的・財政的ゆとりのなさ、長期戦略（ビジョン）の弱さへ、と悪循環を生み出していく例もある。

これを乗り越えるためには、中間支援組織自身の財源確保および人材育成が急務であり、同時に、力ネの無駄遣いにならないよう、事業を委託する側、助成する側の専門性を高める必要もある。

さらに、全体的に社会・市民への働きかけ(社会的アドボカシー)が弱いことも大きな課題である。市民の中にいつそうNPOへの理解・共感・期待を高めることは、中間支援組織の他の業務の目的を達成する上で最も重要である。

◆今後のスケジュール

◆明らかになつた課題

割合が大きく、他方、サービスの対価である事業収入の割合が低かつた。

社会の仕組みの問題として捉える必要がある。

今年度は阪神間および明石、姫路の民間中間支援組織について調査を行った。全国的に民間、行政系を問わず中間支援組織が増加の傾向にあり、県内各地にも設立されている。次年度は調査地域、設立形態の種類の拡大も視野に入れたい。

また、中間支援組織に対するユーザーサークルからの期待や要望についても調査した上で、どのような支援が求められているかを明らかにし、中間支援の需要と供給の状況を調べる。

NPOだより

兵庫のうごき

震災10年市民検証・中間報告会

震災から十年を迎える来年一月に向けて、官民さまざまな団体でこの十年を振り返る「検証作業」が行われている。市民グループを中心とした「震災十年市民検証研究会」は、震災九年半に当たる七月十七日に「震災十年市民検証・中間フォーラム」を開催する。

この中間フォーラムは、同研究会がこれまで進めてきた検証作業を四つの分野に分けて、それぞれの現状や課題について、テーマとかかわってきた当事者、NPOなどからの具体的な報告を交えながら、議論をいつそう深めていくのが狙い。

フォーラムは室崎益輝消防研究所理事長の「震災十年から何を学ぶか」の基調講演を聞いた後、四分科会に分かれ、報告と討論を行い、さらに全体会で四つの分科会に共通する視点や、異なる特殊性などについて課題を提起していく。

四つの分科会はこれまでの調査の中からつかんできたことを反映するため、従来型の縦割りの分け方を発展させると同時に、どの分科会からも、震災後の地域と市民の動きが浮かび上がるよう工夫しているという。

震災十年市民検証研究会は昨年十月にNPO/NGOや市民

グループの有志が集まつて、市民の立場からこの十年を振り返り、生活復興とそれに携わってきた多くの市民のエネルギーをきちんと十年の時間の流れの中に位置づけようとしている。

震災五年の時点で同じような検証作業が行われ、「市民社会をつくる」という報告を行ってきたが、メンバーの多くは十年検証研究会にも加わり、市民活動の発展を軸に作業を行っている。

同研究会は今年十二月には検

証を終え、その内容を出版の形での立場とともに、新たな議論の展開を期待している。

研究会代表の山口一史さんは「七月の中間フォーラムにはぜひたくさんの市民に来ていただき、私たちの調査や作業について、市民の参加を呼びかけています。自由な批判を頂きたい。その批判が、検証をもっと力強いものにしていくことにつながる」と、多くの市民の参加を呼びかけている。

震災10年市民検証・中間フォーラム

発見・もうひとつのくらし

～震災から見えてきた、もうひとつの「くらし」とは。

日時：2004年7月17日(土)10:00～17:00

場所：神戸市教育会館6F大ホール

プログラム：

10:30～11:30	基調講演「震災10年から何を学ぶか」 室崎益輝氏(独立行政法人消防研究所理事長)
13:00～15:30	分科会
第1分科会	市民が担い、市民が決める地域社会 (まちづくりとガバナンス)
第2分科会	市民のニーズに、市民のサービスで応える (コミュニティ・ビジネス、中間支援組織)
第3分科会	学びと文化の視点を地域に聞く(文化と教育)
第4分科会	社会的防災力の強化と市民の役割(市民防災)
15:50～	各分科会報告とパネルディスカッション
17:30～	懇親会(会費3,000円)

主催：震災10年市民検証研究会

(事務局) 西宮市津門西口町7-3

TEL0798-36-6679 FAX0798-36-5114

E-mail decade@toshiseikatsu.net

http://www.toshiseikatsu.net/decade/



「復興基金」のゆくえ

生活・産業・教育等の分野で一
三種、総額三五八九億円の事
業を行つてきた。この基金が来
春で終了する。

阪神・淡路大震災の被災地で、生活再建・地
域再建のために大きな役割を果たしてきた「阪
神・淡路大震災復興基金」が来春で終了する。

その終結をめぐるいくつかの動きを紹介する。
「復興基金」とは?

組みであつたと評されている。

この基金は形式的には民間財
団法人であり、議会の議決を
経ないと動けない行政予算に
対して、機動的に事業を実施で
きる点が最大の特徴である。

実際には正副理事長を兵庫
県知事・神戸市長が務めるほか
巨額の国費も投入されており、
実質的には公共的性格はきわ
めて強く、行政の第二予算とも
呼ばれている。それが震災後の
緊急時とその後の復興過程で、
目まぐるしく変わる状況一一
ズに応じて数多くの事業を実
施した。とりわけ震災直後の時
期には「被災者復興支援会議」
の政策立案活動とも相まって、
機動的な施策実施に有効な枠

総額九千億円の基金のうち
八千八百億円を運用し、住宅・

※基金自体は二〇〇五年春に運用
を終了し新規事業は今年度限り
となるが、行つてきた事業の中
にはまだ当分継続するものがあ
る(やつとも長いものは二〇一
六年まで)。

※詳細は同基金のサイト<http://web.pref.hyogo.jp/fkkin/>。

終結をめぐって

この基金の終了をめぐって、
被災者団体を中心とする「大震
災10年—被災地と被災者を
考へる懇談会」が検証作業を始
めているほか、ひょうご市民活
動協議会(HYOGON)や「N
POと行政の協働会議」などで
も、基金事業の中でも重要なもの
を終了後も一般予算化するよ
う行政に働きかけようとして
いる。

(実吉 威)

◆復興基金による事業の例

(被災者支援)

- ・被災者自立支援金(中高年自立支援金・生活再建支援金)
- ・ふれあいセンター設置運営
- ・高齢世帯生活援助員設置
- ・民間賃貸住宅賃負担軽減事業
- ・外国人県民救急医療費損失特別補助
- ・「こころのケアセンター」運営事業
- ・事業再開者・新規開業者支援資金利子補給

(NPO・ボランティア活動関係)

- ・災害復興ボランティア活動補助 <助成金>
(一般活動費、特別活動費、事務所借上経費)
- ・被災地コミュニティ・ビジネス(CB)離陸応援事業 <助成金>
- ・生きがいしごとサポートセンター事業 <委託>
- ・被災地NPO活動応援貸付 <貸付>

(その他)

- ・「生活復興県民ネット」設置運営事業
※この中に各種の事業を実施
「地域活動推進講座」「地域活動ステーション」など

◆すでに一般策化した(またはしつつある)例

- ・コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 →各県民局で
- ・生きがいしごとサポートセンター事業(播磨)
- ・まちの再発見運動 →各県民局で

「ない」という声や「NPO・ボラ
ンティア団体は『震災バブル』
全体としてどう支えるのか、そ
に慣れてしまつていて」という
厳しい声もある。確かに、NPO
もこのような特殊な財源で活
動が維持されている部分もあり、
それがいかに「着地」できるの
か、各々の自助努力も問われて
いいよう。

しかし視点として、震災後急
拡大したNPO、コミュニティ・
ビジネス等の新しい取り組みは、
一つの壮大な社会実験といえる。
この基金の確立を目指して、
引き続き取り組み続けるべき
ものとがあるようだ。引き
続き注視していただきたい。

「故田代正美さんを偲ぶ」



田代正美(たしろ まさみ)

1949年生まれ。

一橋大学法学部卒業。1976年(社)経済団体連合会(経団連)入局。
1978年カリフォルニア大学バークレー校ロー・スクール留学。
外務省出向(在米日本国大使館)経団連社会貢献部社会貢献課長等を経て、1996年から(財)経済広報センター出向。同総務部長兼
国際広報部長、事務局長、常務理事を経て、2004年4月から21世紀

さる5月12日、55歳の若さで田代正美さんが亡くなつた。あまりに急なこの報せに衝撃を受けた市民活動関係者は数多い。ドラッカー『非営利組織の経営』などの翻訳でも知られる氏は、一方でNPO法の制定ほか、日本における市民活動の基盤整備に大きく貢献された方でもあった。

また、田代さんは当会にとっても震災・活動記録室時代からのよき助言者であり市民活動の世界の貴重な先達であった。関係者一同大きな悲しみの中にある。

田代さんのご逝去を悼むとともに、どちらかと言えば黒子に徹し表舞台に出ることの少なかった氏の業績を称えたいと思い、ご縁のある諸氏に文を寄せていただいた。

政策研究所出向(研究主幹)。

訳書にP.F.ドラッカー財団編「未来組織のリーダー」(ダイヤモンド社)他多数。

著書に「市民活動の展開と行政」(共著、山梨学院大学現代行政叢書・中央法規出版社)

※1998年～震災しみん情報室(KECの前身)運営委員
1999年～2004年2月、KEC理事(運営委員)

私は月並みな言葉しか思いつかないけれども、田代さん、早すぎるよ、私よりも一回りも若いのに。よく仕事の出来る貴方はもう一生分働いてしまつたのでしょうか。田代さんと初めてお会いしたのはいつのことか覚えていませんが、'89年11月に経団連・JCIE(日本国際交流センター)・CBC(海外事業活動関連協議会)の三者共催で行われた「米国地域社会における良き企業市民の条件——経済の国際化時代の日本企業の新しい課題」というシンポジウムを良く覚えています。その席上で、当時の経団連専務理事でMr. Donationと呼ばれていた房野夏明さんがワンパーセント・クラブを提倡され、貴方がその実現に奔走されたのでした。まだNPO法もなく、市民団体の情報が殆ど無い時に、個別に訪問されてワンパーセント・クラブの登録団体を増やしていくされました。「それでも、だまされましたよ」と言われていますね。団体を見分けるのは本当に難しい。房野さんが若くして世を去られた後は、経団連の社会貢献部門を中心になつて支えて来られました。あの頃日本生命財团で仕事をしていた私を、貴方は財団の専門家として遇して下さり、月刊KEDANRENに原稿執筆の機会を与えて頂いたりしました。笹川平和財団に移つてからも研究会に呼んで頂いたり、研究会に来て頂いたりで、本当に多くのことを教えて頂きました。有難うございました。

震災の時、私は東京で仕事をしていましたので、貴方が震災救援に大活躍されたことは具体的には知りません。このことは誰かが書いてくれるでしょう。震災の翌年に私は神戸で仕事をすることになりましたので、NPO法案のせめぎあいの状況は体験しなかつたのですが、NPO法についても貴方はご尽力され、NPO法が陽の目をみたのも貴方のおかげです。このことも誰かが書いてくれるでしょう。

経団連きつての国際派である貴方は、英語の達人でドラッカーの翻訳でも知られています。「ドラッカーの英語は難しいから原書で読もうなんて思わないで、私の翻訳を読みなさい」と言わっていました。そんな茶目っ氣もありました。

最近はあまり東京に行く機会も無く殆どお会い出来ていませんでしたが、闘病生活をおくるておられたのですね。本当に惜しい人を日本社会は失つてしまつた。一つの時代をつくつてきた人が居なくなつてしまつた。淋しい。

私が最初に田代さんに会つたのは、一九九五年の二月か三月だったと思う。阪神淡路大震災の直後で、シーズができてまだ半年も経っていない時期だ。

当時田代さんは、被災地支援のための「応援する市民の会」の活動に集中していた。

ご冥福をお祈りします。

今田忠(市民活動センター神戸理事)

私が最初に田代さんに会つたのは、一九九五年の二月か三月だったと思う。阪神淡路大震災の直後で、シーズができてまだ半年も経っていない時期だ。

当時田代さんは、被災地支援のための「応援する市民の会」の活動に集中していた。

私は、経団連を訪ねて「NPO法の立法を応援してもらえないか」という趣旨を伝えた。すると田代さんは「今からの市民活動は、どれだけ多くのボランティアを動かせるかが一番大切だ。法律なんかではない」と即座に門前払いをしたのだった。さつそくと会議室に立ち現れ、即座に門前払いをして、さつそうと去つていかれたという印象だつた。正直ちょっと驚いたことを覚えている。

しかし一九九五年四月以降、政府のNPO法制定の動きに対し、市民側が国会議員と連携してNPO法をつくる運動を展開し始めた時、今度は一転して、積極的に法案作成の動きに加わってくれる同志となつた。経団連の社会貢献部などでも、NPO法の重要性について機会をつくっては理解を広めることに尽力された。

国會議員との打ち合わせや、市民側の戦略会議にしばしば顔を出しては独特の断定口調で「このような法律は政府がつくるものではない」「断固主張を降ろすべきでない」と節目節目で、筋を通そうという強い主張を展開された。

また「政治家と闘う時は、決して相手を負かそうと思つてはいけない。あくまでも理解してもらうというスタンスで臨むべき」などと、ロビーの要諦をことあるごとに教えていただいた。

主張は強いが、現実的で、戦略的で、相手をしつかりみて対応する、そういう柔軟な面も持ち合させていた。だから私は、ロビ

ーで難局に直面した時、何度もアドバイスをもらいにいつたものだ。私にとっては数少ない頼りにできるロビーの先生だった。

あまり知られていないが経済界、とりわけ経団連の支援は、NPO法の成立に大きな役割を果たしている。当時国会の保守系からは、NPO法は左翼くずれの団体のための法律と勘違いされていた。その時、経団連が公聴会などで「法案の成立」と働きかけを行つてくれたものだ。田代さんが積み上げてきた経済界とNPO界との信頼関係がなければ、NPO法も成立できたかどうか危うい。その意味で間違いなく、田代さんはNPO法の生みの親の一人である。

まだまだ教えていただきたいことがたくさんあつたのに、残念だ。

（）眞福をお祈りしたい。

松原明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 事務局長、KEC理事）

=====

私は田代さんとの最初の出会いは一九九一年九月。当時、田代さんは四月に発足した経団連社会貢献部の陣頭指揮にあたられ、私は十月に協会内に発足させる企業市民活動推進センター（CCC）の設立準備に追われていました。もつとも、まだ企

業とNPOの協働などという発想のない時代、CCC設立を「企業のイメージアップのための手先になるのか」と批判されたりもありました。

田代さんは、一九九二年に私たちが開催した「第2回日本ネットワーカーズフォ

逆の立場にいた田代さんも似たような苦労をされていました。私が直接うかがつた話では、「左遷されたのか」と悩む担当者が元気づけようと御殿場で開いた合宿で企業の社会貢献、会社を変えるか、社会を変えるかのタイトルをつけたところ、参加者から「社会を変えるなんていうと、まかどうか危うい。その意味で間違いなく、田代さんはNPO法の生みの親の一人である。

ところが、合宿後、東京で開かれた会議で、「御殿場では批判したが、実は自分もう思うんだ」と口を開く担当者が続出。結果「担当者である自分がどんな社会に生ききたいか」を基本に据えて社会貢献活動を汲み上げていけば良いという」と、ようやく社会貢献活動の方向性がまとまっていつたと聞きました。

今の時代ならばともかく、冷戦が終了して2年…という当時、市民社会への視点をもつっていたのが田代さんでした。本当に惜しい人を失いました。」眞福をお祈りします。

昨年一時期、入院されたとの知らせを耳にして心配はしていたのですが、その後秋頃に久しうぶりにお会いすることが出来ました。その際、瘦せられた姿と、何よりもあの彼特有の「勢い」が、全体的な雰囲気から影をひそめてしまつていて驚きました。その際、瘦せられた姿と、何よりもあの彼特有の「勢い」が、全体的な雰囲気から影をひそめてしまつていて驚きました。どうやら、その勘が当たつてしまつたようで、本当に悲しい限りです。

彼の能力とバイタリティを考えれば、もつともつと「開拓」し、「変革」すべきものが一杯あつたに違いありません。それを考えれば、あまりに早すぎる死であり、残念でなりません。いずれ何処かで、ちゃんとし

ーラム」以来のお付き合いですが、特に印象深いことは、阪神・淡路大震災の際、一緒にへりで種々の現場を回り、これを踏まえ多くの企業から寄せられた支援金を、ごく限られた時間の中で、市民団体に配分する作業を行つたことでした。

あの時の田代さんの決断の早さには見事なものがありました。時には慎重さも必要だと主張する私とは、たびたび議論になつたことを思い出します。

その後は、NPO法の制定過程の前半でも一通りになり、また、日本NPOセンター設立の際には、そのコンセプトや計画の進め方などをめぐつて路線の食い違いを感じ、結果として多少対立的な関係になることもあります。しかし、お互いの立場が何かと変化する中、あまりお会いする機会がなくなつっていました。

昨年一時期、入院されたとの知らせを耳にして心配はしていたのですが、その後秋頃に久しうぶりにお会いすることが出来ました。その際、瘦せられた姿と、何よりもあの彼特有の「勢い」が、全体的な雰囲気から影をひそめてしまつていて驚きました。どうやら、その勘が当たつてしまつたようで、本当に悲しい限りです。

彼の能力とバイタリティを考えれば、もつともつと「開拓」し、「変革」すべきものが一杯あつたに違いありません。それを考えれば、あまりに早すぎる死であり、残念でなりません。いずれ何処かで、ちゃんとし

たケンカ』をやつてみたいと思う人など、そんには出てこないでしょう。私にとつて田代さんは、そんな『貴重な人』の一人でした。おそらく彼は、ずっと、走っていたと思ひます。本当にご苦労様でした。どうか、ゆづくりとオヤズミください。(合掌)

「そういうときは祈るんです。ぼくも祈りますから、あなたもおやんなさい」

どこかユーモアのある人だった。よく引つ越しをしてきた私たちが次の事務所を見つけたのは、それからすぐのことだつた。

またつい最近のこと。

渡辺元(市民社会創造ファンド運営委員)トヨタ財団シニア・フェロー/KEC会員)

悲しい。悔しい。肝炎のことはご本人からも聞いていたが、ここまで進んだガンとは知らなかつた。心の準備のないまま親しい人を奪われることが、こんなに辛いとは。私はごくごく個人的な感傷的な文章であることをお許しいただきたい。

田代さんは、実は私は二十回も会つてない。思い出しながら指折り数えられるくらいだ。その割には、氏の言葉は印象深く私の心中に残つている。

「NPOが活躍する社会じゃないと、日本は経済もダメなんだよ。ベンチャーゲーたないからね」

「今の日本には人材がない、人材を育てなければ。NPOは実はとても知的で高度な活動。そんな世界を若い学生に体験してもらるのは有意義だと思う」(彼が構想を作つた「日産ラー二ング奨学生制度」について語られた際に)

「実吉さん、一期一会つてこういうもんだよ」という声が聞こえてきそうな気がつた。

また、私たちの事務所探しが難航してい

会員のみなさま

ご入会・ご継続ありがとうございました!
みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。
今後ともよろしくお願ひいたします。

賛助会員

ご寄付

ご寄付

◎3口 ○2口
★新規 ▼学生
2004年3月16日
~2004年7月6日
(敬称を略させて頂きます。)

団体

ご寄付

実吉威(市民活動センター神戸 理事長)

「NPOが社会を変えるって言つてやつてきたけど、ダメだったね!」

もちろんこれには猛烈に反論したが、彼の期待と愛情の深さは分かつているだけに、背筋を伸ばさずにはいられなかつた。

あるいは、ごく私的なことだが、ご家庭の親子関係のことも聞いた。普段の合理主義者田代さんと父親田代さんとのギャップがおかしかつた。僭越ながら強く強く諫めさせていただきました(笑)。でもそれが最後になつてしまつた。

そんなわざかの交流の中で、私はずいぶんと多くのものをいただいた。物質的なものではないし、面と向かつて何かを言われたわけではないが、人に期待され信頼されるというのには人に力と勇気を与えるものだ。「我こそは田代師の一番弟子」みたいな氣分になつた人は何人もいるだろう。若い人にそう思わせる名人だったのかかもしれない。

「もうともつと教えていただきたかった。ご冥福を心からお祈りしたい。

「実吉さん、一期一会つてこういうもんだよ」という声が聞こえてきそうな気がつた。

また、私たちの事務所探しが難航してい

た際――

2004.6.25 みみずく 第17号 10